

パートナー

夫・恋人

に

D・V  
の暴力

悩む

あなたへ

兵庫県弁護士会

# 人には暴力におびえないで 安心して生きる権利があります 夫・パートナーであっても暴力は許されません



人は誰でも、安全で健康に、安心して生きる権利があります。これを暴力で侵す権利は誰にもありません。たとえ夫であっても妻に暴力をふるうことは許されません。

「夫・パートナーの暴力(ドメスティックバイオレンス—DV)」は、身体的暴力に限らず精神的・性的暴力などあらゆる形態の暴力を含み、女性の身体を傷つけるだけでなく、人間としての自信や誇りを傷つけ、他人に対する信頼感を失わせ、その心をむしばみます。あわせて、子どもの心を傷つけ、ゆがめます。**DV**は、これまで社会の表面に現れていなかっただけで、実は結婚生活に広く起こり、深刻な影を落としている重大な問題です。

にもかかわらず、これまで日本では、夫の妻への暴力は家庭の中の問題とされ、警察も司法も見過ごしがちでした。暴力を受けている妻も、仕方がないものとあきらめるケースがほとんどでした。しかし、最近では、**DV**は、個人的な問題にとどまらず、社会的に男性が女性を支配するための道具として使われ、女性差別もそうした暴力によって助長されてきたこと、女性の人権を尊重し女性差別をなくしていくためには放置しておけない社会問題であるということが、広く認められるようになってきました。

今や、女性に対する暴力の問題は、世界各国でも取り組むべき課題とされ、国際的条約もつくられています。日本でも、平成13年、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 (**DV防止法**)」が制定され、平成25年の改正を経て、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても保護の範囲が広がっています。

勇気をもって、**DV**から自由になる力を取り戻しましょう。

# 弁護士は、夫・パートナーの暴力を受けている人に、 以下のような法的援助を行っています



## 1 保護命令の申立（DV防止法）

配偶者（内縁含む）\*からの暴力により、その生命または身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、地方裁判所に保護命令の発令を求めることができます。

なお、離婚前に暴力を受け、元配偶者から、離婚後も引き続き暴力を受けるおそれがある場合も、保護命令を求められます。

- (1) ① 配偶者が被害者（一定の場合は、被害者が同居する未成年の子ども、被害者の親族等を含める事も可能）につきまとい、被害者の住居等付近を徘徊することを禁じる「**接近禁止命令**」
- ② ①に加えて、被害者への電話やメール等のストーカー行為を制限する「**電話等禁止命令**」
- (2) 被害者が配偶者と同居している場合に、加害者である配偶者に2ヶ月間、住居から退去するよう命じ、住居付近の徘徊を禁じる「**退去命令**」

※生活の本拠を共にする交際相手も含まれます。

※上記各命令に配偶者が違反すれば、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

※申立に際して、警察又は配偶者暴力相談支援センターへの事前相談が必要です。

## 2 刑事手続

### (1) 警察への届出・告訴（刑法、ストーカー規制法）

身体的暴力に対しては刑法上の暴行罪、傷害罪として、精神的暴力に対しては脅迫罪、強要罪として、性的暴力に対しては強姦罪や強制わいせつ罪として、警察に告訴することができます。

### (2) ストーカー規制法上の警告等

「つきまとい」や、押し掛け、執拗な電話等については、ストーカー規制法により、警察に「警告の申出」をすることができます。なお、被害者の親族・支援者に対するつきまといも対象になります。

## 3 民事手続

### (1) 仮処分の申立

1の保護命令で防止できる行為以外の行為を差し止める必要がある場合に、実益があります。

### (2) 調停離婚の申立・離婚訴訟の提起

配偶者が離婚に応じない場合に、家庭裁判所に離婚調停を申立てます。



調停で離婚の話し合いが成立しない場合、離婚訴訟を提起できます。離婚調停・離婚訴訟の中で、子供の親権の決定や財産分与、慰謝料、養育費の請求などを行います。

**\*親権**：裁判所が親権を決める場合、子の利益の観点から父母の愛情や生活状況、子どもが自分の意思を示せる年齢であれば、その意思等によって総合的に判断されます。経済力がなければ認められないというものではありません。一般に幼児の親権は母親に認められる場合が多いと言えます。詳しくは弁護士による法律相談でお尋ね下さい。

### (3) 生活費・養育費の請求（婚姻費用の分担請求）

離婚が成立するまでは、配偶者に生活費の分担を求めて、家庭裁判所に婚姻費用についての調停や審判を申立てることが出来ますので、離婚調停の申立てとあわせて行うのがよいでしょう。

離婚が成立した後は、養育費を求め、同様に調停や審判を申立てることが出来ます。

調停や審判で婚姻費用や養育費を決めておくと、相手方が任意に支払いをしない場合に給料等相手方の財産に対して差押えができます。1回の差押え手続きで、将来に発生する分の婚姻費用や養育費についても差押えができるようになりました。

## 4 司法支援センター（法テラス）による民事法律援助の利用

1～3の手続を弁護士に依頼するためには弁護士の着手金や申立費用などがかかりますが、経済的事情により自分で費用を支払うことの困難な人のために、司法支援センター（法テラス）が**費用の立て替え**を行う制度があります。詳しくは法テラスにお問い合わせください。

費用が払えないからといって法的援助を受けることをあきらめないで下さい。

## 5 法的援助を受けるにあたって

裁判所や警察は、証拠に基づいて判断をします。

日頃より、暴力を証明するために怪我や破損した物の写真、診断書などの証拠を集めるよう心がけて下さい。

また裁判所が養育費、婚姻費用を決定する場合、婚姻時の家計収入が重要な資料となりますので、家計簿や給与明細の写しを保管するよう心がけて下さい。

新しい生活のために、相談や支援をうけることをためらわず、スタートの基盤を築きましょう。  
あなたの安全と自立を支えるために、「法的援助」(裏面)のほかに次のような支援制度があります。地元の各機関(後記「相談先」参照)にご相談下さい。

## 1 安全確保

- ・ シェルター提供(緊急の避難先)
- ・ 行方不明者届の不受理、110番通報登録制度
- ・ 住民基本台帳の閲覧の制限
- ・ 医療費通知の送付先変更
- ・ 年金の秘密保持
- ・ 転校に関する支援

## 2 自立

- ・ 経済的支援 …………… 生活保護、児童扶養手当、児童手当、母子・寡婦福祉資金、就学援助等
- ・ 住宅支援 …………… 母子生活支援施設(福祉事務所)、公営住宅優先入居(県住宅供給公社、市住宅局)、UR賃貸住宅(UR都市機構)、ステップハウス(兵庫県女性家庭センター)
- ・ 就労支援 …………… ハローワーク、マザーズハローワーク

# 相談先情報

(兵庫県下)



## 配偶者暴力(DV)相談支援センター

\*最寄りのセンターにご相談下さい。今後他の自治体でも新たに設置されることがあります 2015.2.20現在

神戸市	078-382-0037	HPあり	明石市	078-918-5186	
尼崎市	06-6489-6600	HPあり	三木市	0794-82-8300	
西宮市	0798-23-6011	HPあり	加古川市	079-427-2928	HPあり
伊丹市	072-780-4327	HPあり	姫路市	079-221-1532	HPあり
芦屋市	0797-38-9100	HPあり	加西市	0790-42-8736	
宝塚市	0797-77-9121	HPあり	兵庫県	078-732-7700	HPあり
猪名川町	072-766-8701	HPあり			

## 警察

最寄りの警察署内「生活安全課」へ相談

兵庫県警ストーカー相談 078-371-7830

兵庫県警レディスサポートライン 078-351-0110

## 民間サポート団体

ウィメンズネット・こうべ 078-731-0324 HPあり

- ・電話相談(月・水・金10時~16時)、面接相談、同行支援(有料)
- ・シェルター運営等

**兵庫県弁護士会では、法律相談のほか、  
弁護士紹介(DV事件受任候補者名簿から)を行っています。**

### 相談・弁護士紹介(要予約)

兵庫県弁護士会総合法律センター 078-341-1717 HPあり

相談のみ 北播磨・山崎・淡路・丹波・南たじま・明石・加古川相談所 078-351-1233

阪神・伊丹・川西・宝塚相談所 06-4869-7613

西播磨相談所 079-286-8222

法テラス兵庫(日本司法支援センター兵庫地方事務所) HPあり

- ・民事法律扶助による無料法律相談(電話での事前予約制) 050-3383-5440
- 収入、資産が一定基準以下の方が対象となります。